

## 第17回長崎家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成24年2月20日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員（五十音順，敬称略）

小島正夫，小寺哲夫，辻田高宏，中田慶子，迫 光夫，前田きみ子，松原 健，向原源一郎，  
吉田京子，渡邊 弘

#### (2) 事務担当者

秋吉事務局長，藤澤首席家裁調査官，村本首席書記官，栗村訟廷管理官，宮下主任家裁調査  
官，下道総務課長（庶務）

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 委員長あいさつ（小島委員長）

#### (3) 新任委員自己紹介（辻田委員，中田委員，松原委員，渡邊委員）

#### (4) 協議

「児童虐待と家庭裁判所の関わり」

出された意見等の要旨は別紙のとおり

#### (5) 次回の予定

##### ア テーマ

「家事事件手続法について」

##### イ 日程

平成24年9月24日（月）午後1時30分から

##### ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

#### (6) 閉会

(別紙)

協議に先立ち、児童虐待関係の制度及び児童虐待のメカニズムについて説明を行った。

(以下、発言者は、◎：委員長、○：委員、□：事務担当者等で略記する。)

- 法改正により親権停止が認められるようになることは前進だと思う。私達が日ごろ活動する中で、児童福祉法第28条の施設入所の承認をめぐる問題が生じることがある。例えば、父親が離婚に応じず別居状態にある場合において、母親が養育困難であるとして子どもを福祉施設に入所させるため、離れている父親に連絡したところ、父親が入所に応じなかったため、一時保護しかできずに困ったことがある。その点は改正されておらず、残念に思った。

また、夫の暴力が原因で離婚、別居している場合でも面会交流を求めて争われることが多く、DVのときの面会交流権は難しいと感じている。この点はなかなか法的な整備がされない。子どもにとってDVの目撃や親のDVの体験というのは虐待に当たるので、将来的にもう少し整理をされるとよいと考えている。最近、ハーグ条約の批准が話題となっているが、親権や面会交流権がどうなるのか個人的に心配している。DV等のときに被害者を守る立場で整備がされればよいと感じている。

- 児童福祉法第28条の申立てについて、父親が暴力を振るっている事案で子どもを養護施設に入所させるという措置を執ったことがあった。この例では、勧告書を付け、父が早く就職して安定した生活ができるよう児童相談所でも支援してほしいことや、母親に対しては、子どもと父親との関係がうまくいくよう父親を支えてほしいことを勧告した。児童相談所からは勧告書が付いたことで、両親への働きかけがしやすかったとの報告を受けた。このケース以外は、勧告書を付けても虐待を否認する親が多く、なかなかうまくいかなかった。

裁判所では、夫婦等当事者間に争いがある場合には、保護者の審問や家庭裁判所調査官による調査を別々の日や時間としたり、審問の場所を別のフロアにするなどして、双方が絶対に会わないように配慮している。

エピックという家庭裁判所調査官OBが組織しているNPO法人があり、面会交流に関する支援を行っているが、長崎にはそのような中立的な立場で面会に関与できる人がいない。市や児童相談所などの公の機関が面会場所を確保することができたらよいと思う。幼稚園や保育園によっては子どもの引渡場所に使ってよいというところがあったり、弁護士が面会場所として事務所を提供した例もある。

ハーグ条約に関しては、どういう条件をつけるかが議論されているが、取扱いを規模が大きい東京、大阪の家庭裁判所に集中させる方向で動いているようである。ある資料にオーストラリア高等裁判所のマイケル・カービン判事の記事が掲載されていた。外国から子を連れて戻った母親に対する父親の返還請求についての記事であったが、第一審は子の返還を拒否し、家庭裁判所はこれを覆して返還を命じているが、最終的に高等裁判所は5件とも返還を拒否するか、家庭裁判所に差し戻したというものであった。例外は狭くかつ厳格に解釈し、原則に従って迅

速に返還すべきだという同判事の意見は少数に止まり、通らなかった。多くの移民を抱えるオーストラリアの裁判所が条約の規定に従わないのであれば、他国の裁判所も同じような対応をすることになり、条約は骨抜きとなり、結局、子を連れ去った者が勝ち、子の利益が害されることになるとの批判をする内容であった。日本もハーグ条約を批准する場合にどういふ場合を例外とするか審議や折衝をしなければならないし、家庭裁判所もある程度の意見を言う立場になるかもしれない。

ハーグ条約については、女性法律家協会というところでもかなり前から議論されており、賛成・反対意見の両方があった。今は条件付きでハーグ条約に加盟しないと国際的な流れにのっていけないと、どういふ条件を付けるかということが議論されている。

- ◎ ハーグ条約について、返還することによって子どもが暴力を受けるおそれがあるとか、あるいは、子ども自身が返還を拒否しているという事案については、返還を拒否できるという議論があるが、かつて現地で虐待を受けたとか、子どもを返還したときに暴力を受けるおそれがあるということは立証が難しい。子どもが返還を拒否していることについて、意思表示ができる年齢の子であればよいが、そうでない子はどうするのかということ。また、よく相手方からは、帰りたくないという子どもの意思表示は、子どもを手元に置いている母親に言われているのだとか、その影響下にあるのだという主張がされる。難しいのは、母親が無理やり言わせているのではなく、子どもが敏感で、母親を悲しませたくないということから父親のところには戻らないと話すケースもあると言われており、その見極めが難しい。

面会交流で子の意思を尊重することは非常に重要であるし、来年から施行される家事事件手続法でも更に子の意思を尊重する運用をするということになっている。子どもの意思の確認は単純ではなく、家庭裁判所調査官が調査するし、調査の中でも、子どもと接する中で真意を聞き出してほしいと求めている。意思確認は非常にデリケートである。

DVがはっきりしていれば、面会交流の請求を拒否することもあるだろうし、そうでない場合には、写真の送付や手紙の受渡しで間接的な面会交流をして、それでうまくよければ直接の面会交流をするという道を探るのが家庭裁判所の基本的なスタンスである。今回の民法改正は、法文がかなり修正されている。親権は子どもの福祉のためにあるのだということを全面に押し出している。

- 親権停止の申立ては何歳くらいであれば認められるのか。また、法人後見の受け皿はどういったところがあるのか教えていただきたい。
- 子どもに申立権を認めたのは、意思能力があることを前提としている。自分は親からこういう不利益を受けているから手続を進めてほしいと表明できるのは、発達程度にもよるが大体10歳前後であろうと思う。現行の家事審判規則では、15歳以上の子どもについては、どちらの親を親権者として希望するか意見を聴くとの規定になっており、家庭裁判所調査官が意見を聴いている。通常の発達段階にある子どもについては、言語による表現ができるが、小さい子については、その子どもの発達段階に合わせた質問をしたり、日常の態度などで判断していくことになる。

家事事件手続法では、子の代理人を裁判所が選任することができるとの規定となっているの

で、弁護士を選任することになるかと思う。人身保護法では、被拘束者が子どもである場合には弁護士を選任している。日弁連でも子どもの代理人としてどのような研修が必要であるかとの議論が始まっていると聞いている。法人後見については、どのような機関が後見人なるのかこれからの時代の趨勢によると考える。

- ◎ 未成年について複数後見や法人後見が認められなかったのは、後見人の主な任務として、未成年者を直接監護するということが想定されていたため、複数の後見人を付けると監護方針が定まらなかったり、実際に法人に監護ができるのかということ、成年後見とは違っていたようである。ただ、一人で身上監護も財産管理も行うのは非常に大変であるし、後見人が直接手元において監護することばかりではないことを考えると、実態から見て未成年であっても複数でも構わないし、法人でも構わないということであったと思う。具体的にどのような法人が想定されるかという点については、先ほど意見が出たようにこれからの問題であると思う。
- 長崎県の措置部会の委員をしていたことがある。措置部会は児童福祉法第28条による強制入所をさせるときに、それを許可するかどうかを判断する委員会である。かなり前のことであるが、当時児童相談所の所長から聞いた話に、ひどい虐待事件があつて親が親権を喪失し、代わりに所長が後見人になったものがあったとのことであった。後見人を引き受けて苦勞をされたようで、後見人の氏名が虐待した親の戸籍に載ったり、20歳まで後見人として面倒をみなければならなかったというものであった。今回の法改正で、法人が後見人になることができるということなので、当時このような法律があつたならば、県が後見人になるのが適当で、児童相談所長が機関の長として公的な役割を果たすものであったと思う。法人の後見人はそういった使い方ができるのではと思った。
- 親権停止制度が導入された場合、裁判所では年間どのくらいの申立てがあると予想されるのか。使い勝手がよい制度であるということが知られると、申立ての数が増えてくる可能性があるのではないかと思う。そうすると家庭裁判所の人的態勢、予算について十分に手当する必要があるのではないか。
- ◎ 親権停止の申立てが実際にどれくらいになるのかは正直分からない。児童相談所の動き方や子の親族からの申立てがどれくらい増えるかにもよると思う。
- 児童福祉法第28条の事件などは、非常に急ぐケースがほとんどである。件数が多くなくても申立てがあると、裁判所としては緊急処理態勢をとることになるので、その点の負担は大きい。
- 親権をめぐるトラブルの増減傾向や最近のトラブルの特徴を教えてください。
- 離婚調停事件でまとまらない事案の大半が親権をめぐる対立が激しく、離婚には合意するが親権者が定まらず訴訟に発展する例が多い。子の監護をめぐる争いである面会交流や子の監護者の指定など紛争性の高い事件では、特に都会を中心として件数が増えている。長崎ではそこまで増えていないが、難しいケースは多い。

面会交流については、面会交流の制限が問題となっている。これはDVとの関係もあるが、母親が毎日会いに来て困るので、来ないでくれという調停の申立てがあるなど、さまざまな家庭がある中で、これからの家庭裁判所の態勢の充実が必要になってくるのではないか。

- 仕事上、女性からの相談を受けることがあり、その中で子育てについて問題だと思ふことがある。一つはDV家庭における子育てが深刻であるということ、もう一つは母子家庭における子育てが虐待ではないかと思われるほど厳しくされているということである。母子家庭の虐待について例があれば教えていただきたい。
- 母子家庭で母親が虐待をしている例に当たったことはないが、家庭裁判所は自らそのような事案を探して動く機関ではないので、児童相談所などがキャッチしたら適切に対処できるように各機関でネットワークを作っていくことが必要ではないかと思う。
- 母子家庭の子どもは大人びているとも感じる。自分を虐待する母親についても外に向けてはよい母親だと言うことが気にかかる。
- 虐待されている子どもほど親を慕う。親から見捨てられたら行き場所がないとの思いで親にすがる。どのような方法で子どもを保護するかというルートを確保しておくことが大切だと思う。
- ◎ 虐待に走る原因には、ストレスもあるし、社会性の乏しさもある。児童相談所などの関係機関が何かの形で手を差しのべたり、相談にのったときにそれを受け入れる親については、深刻な虐待に走る割合は低いと思う。むしろ、関係機関からの救いを逆にプレッシャーととる人は怖い。児童相談所が28条の審判を求めてくる事案でも、児童相談所が救いの手を差しのべても親が敵視している場合には、子どもを家庭に戻すことは、子本人にとってよくないとして養護施設への入所が相当であるケースがある。

児童虐待について家裁が関与できるのはそれほど多くはない。関与するのは、行政機関や民間の手当がどうにもならなくて、最終的に法的な強制力を使った処分が必要となった場合に司法審査として初めて関わる。いろいろな虐待の問題と直接向かい合って第一線でやっておられるのが行政や民間のボランティアであることは承知している。司法審査を求めるところで関わるので、機動的にというのは限界がある。その点で行政機関等から不満があるのかもしれないが、これは司法審査を担う裁判所としてやむを得ないと考えている。実態がどのようになっているのかということは、関係機関との協議会、研究会等を通じて裁判所がくみ取るものだと思う。
- 児童福祉法第28条の適用について、児童相談所長の権限も大きくなってきているように思うが、同法第28条の運用に関して変わる部分はあるのか。
- 運用が変わる部分は特にないと思う。裁判所が児童相談所に希望しているのは、申立てに際して弁護士を付けてほしいということである。例えば、東京23区は、それぞれの区に契約弁護士や顧問弁護士がいる。また、福岡市や北九州市では児童福祉法第28条の申立てに必ず弁護士が付いてくる。そのため、処遇勧告書の要否や文言などについての的確な意見が出されるし、裁判所も機敏に対処することができる。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成24年2月20日現在

長崎家庭裁判所長	小島正夫
長崎地方検察庁検事正	小寺哲夫
医療法人五省会廣中病院精神科医師	辻田高宏
特定非営利活動法人DV防止ながさき理事長	中田慶子
長崎県弁護士会所属弁護士	迫光夫
長崎県男女共同参画推進センター長	前田きみ子
株式会社テレビ長崎報道局長	松原健
社団法人成年後見センター・リーガルサポート	
長崎支部所属 長崎県司法書士会所属司法書士	向原源一郎
長崎家庭裁判所裁判官	吉田京子
活水女子大学文学部現代日本文化学科准教授	渡邊弘